

○平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>一〇十一 (略)</p> <p><u>十一・十三</u> (略)</p>	<p>一〇十一 (略)</p> <p><u>十二 ミリ波画像伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して画像伝送を行うことをいう。）用及びミリ波データ伝送（ミリメートル波帯の周波数の電波を使用してデータ伝送を行うことをいう。）用</u></p> <table border="1" data-bbox="1149 483 2018 580"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 483 1585 531">周 波 数</th> <th data-bbox="1585 483 2018 531">空 中 線 電 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 531 1585 580"><u>五七GHzを超え六六GHz以下</u></td> <td data-bbox="1585 531 2018 580">〇・〇一ワット以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>十三・十四</u> (略)</p>	周 波 数	空 中 線 電 力	<u>五七GHzを超え六六GHz以下</u>	〇・〇一ワット以下
周 波 数	空 中 線 電 力				
<u>五七GHzを超え六六GHz以下</u>	〇・〇一ワット以下				

○平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第一号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。）、体内植込型医療用データ伝送用のもの（体外無線制御設備に限る。）及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</p> <p>4～9 (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第一号に規定する特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。）、体内植込型医療用データ伝送用のもの（体外無線制御設備に限る。）<u>ミリ波画像伝送用のもの、ミリ波データ伝送用のもの</u>及び動物検知通報システム用のものを使用する端末設備</p> <p>4～9 (略)</p> <p>二 (略)</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>	<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 389 645 437">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="654 389 1075 437">識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 443 645 491">一～四 (略)</td> <td data-bbox="654 443 1075 491">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 497 645 829">五 削除</td> <td data-bbox="654 497 1075 829"></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	一～四 (略)	(略)	五 削除		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 389 1594 437">使用する無線設備の区別</th> <th data-bbox="1603 389 2024 437">識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 443 1594 491">一～四 (略)</td> <td data-bbox="1603 443 2024 491">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 497 1594 829">五 特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号に規定するミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用のもの（以下「ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）</td> <td data-bbox="1603 497 2024 829">一九ビット以上</td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	一～四 (略)	(略)	五 特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号に規定するミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用のもの（以下「ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）	一九ビット以上
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長												
一～四 (略)	(略)												
五 削除													
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長												
一～四 (略)	(略)												
五 特定小電力無線局の無線設備のうち、平成元年郵政省告示第四十二号に規定するミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用のもの（以下「ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備」という。）	一九ビット以上												
<p>六・七 (略)</p>	<p>六・七 (略)</p>												
<p>八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	<p>八 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>												
<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下</p> <p>(2) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七</p>	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下</p> <p>(2) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七</p>												

九〜十三 (略)	GHzに10MHzの整数倍を加えたもの又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたもの ③ 57GHzを超え66GHz以下
----------	--

一 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一〜五 (略)	(略)
六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備	(1) 二、400MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあつては、通信路の正常性を確認することにより判定

九〜十三 (略)	GHzに10MHzの整数倍を加えたもの又は27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であつて27.02GHz若しくは27.02GHzに10MHzの整数倍を加えたもの ③ 57GHzを超え66GHz以下
----------	--

一 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
一〜五 (略)	(略)
六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備	(1) 二、400MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあつては、通信路の正常性を確認することにより判定

を行うことができる。

(2) 二、四七一 MHz 以上二、四九七 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。

(3) 五、一五〇 MHz を超え五、三五〇 MHz 以下又は五、四七〇 MHz を超え五、七二五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア 通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル一〇〇ミリボルトを超える場合に当該無線局の無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。

イ その無線設備は、使用する

を行うことができる。

(2) 二、四七一 MHz 以上二、四九七 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。

(3) 五、一五〇 MHz を超え五、三五〇 MHz 以下又は五、四七〇 MHz を超え五、七二五 MHz 以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア 通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル一〇〇ミリボルトを超える場合に当該無線局の無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。

イ その無線設備は、使用する

電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。

(4) 二四・七七 GHz 以上二五・二三 GHz 以下の周波数であつて二四・七七 GHz 若しくは二四・七七 GHz に一〇 MHz の整数倍を加えたもの又は二七・〇二 GHz 以上二七・四六 GHz 以下の周波数であつて二七・〇二 GHz 若しくは二七・〇二 GHz に一〇 MHz の整数倍を加えた周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア 通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電

電波の周波数が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、当該判定を省略することができる。

(4) 二四・七七 GHz 以上二五・二三 GHz 以下の周波数であつて二四・七七 GHz 若しくは二四・七七 GHz に一〇 MHz の整数倍を加えたもの又は二七・〇二 GHz 以上二七・四六 GHz 以下の周波数であつて二七・〇二 GHz 若しくは二七・〇二 GHz に一〇 MHz の整数倍を加えた周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア 通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電

界強度が毎メートル四六〇
ミリボルト（1MHzの帯域幅
における等価等方輻射電力
が、絶対利得0デシベルの送
信空中線に1MHzの帯域幅に
おける平均電力が10ミリ
ワットの空中線電力を加え
たときの値を超えるときは
次の式により求められる値）
を超える場合に、当該無線設
備が発射する周波数の単位
無線チャネルと同一の周波
数の電波の発射を行わない
ものであること。この場合に
おいて、当該無線設備から発
射された電波の受信は、それ
ぞれの単位無線チャネルの
搬送波の周波数において行
うものとする。

$$460/\sqrt{A} \text{ ミリボルト}$$

Aは、1MHzの帯域幅に
おける等価等方輻射電力
を、絶対利得0デシベル
の送信空中線に1MHzの帯
域幅における平均電力が

界強度が毎メートル四六〇
ミリボルト（1MHzの帯域幅
における等価等方輻射電力
が、絶対利得0デシベルの送
信空中線に1MHzの帯域幅に
おける平均電力が10ミリ
ワットの空中線電力を加え
たときの値を超えるときは
次の式により求められる値）
を超える場合に、当該無線設
備が発射する周波数の単位
無線チャネルと同一の周波
数の電波の発射を行わない
ものであること。この場合に
おいて、当該無線設備から発
射された電波の受信は、それ
ぞれの単位無線チャネルの
搬送波の周波数において行
うものとする。

$$460/\sqrt{A} \text{ ミリボルト}$$

Aは、1MHzの帯域幅に
おける等価等方輻射電力
を、絶対利得0デシベル
の送信空中線に1MHzの帯
域幅における平均電力が

七十一 (略)	<p style="text-align: center;"><u>10 ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とする。</u></p> <p>イ <u>(3)イに規定する条件のものであること。</u></p> <p>⑤ <u>五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。</u></p>
---------	--

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は
 自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備（空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）を使用する端末設備等
- 3 (略)
- 4 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七 GHz を超え六六 GHz 以下の周波数の電波を使用するものであつて、空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。)を使用する端末設備等
- 5 (略)

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

七十一 (略)	<p style="text-align: center;"><u>10 ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とする。</u></p> <p>イ <u>(3)イに規定する条件のものであること。</u></p>
---------	--

三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は
 自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。

- 1 (略)
- 2 ミリ波データ伝送用等及び動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備（空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）を使用する端末設備等
- 3 (略)
- 4 (略)

四 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1 小電力データ通信システムの無線局の無線設備(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。)又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

(一)・(二) (略)

2 (略)

3 次に掲げる無線設備の装置

(一)～(四) (略)

(五) 送信機以外の装置(五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備の装置に限る。)

(六) (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5| 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6～12 (略)

1 小電力データ通信システムの無線局又は七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備であつて、次の条件を満たすもの

(一)・(二) (略)

2 (略)

3 次に掲げる無線設備の装置

(一)～(四) (略)

(五) 送信機以外の装置(ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備の装置に限る。)

(六) (略)

五 端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5| ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

6| 動物検知通報システム用の特定小電力無線局の無線設備を使用する自営電気通信設備

7～13 (略)

○平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																						
<p>1 (略)</p> <p>2 特定小電力無線局</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周波数</th> <th style="text-align: center;">指定周波数帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">76.5GHz</td> <td style="text-align: center;">76.0GHz から 77.0GHz まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p> <p><u>5 小電力データ通信システムの無線局</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>周波数</u></th> <th style="text-align: center;"><u>指定周波数帯</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>61.5GHz</u></td> <td style="text-align: center;"><u>57.0GHz から 66.0GHz まで</u></td> </tr> </tbody> </table>	周波数	指定周波数帯	(略)	(略)	76.5GHz	76.0GHz から 77.0GHz まで	(略)	(略)	<u>周波数</u>	<u>指定周波数帯</u>	<u>61.5GHz</u>	<u>57.0GHz から 66.0GHz まで</u>	<p>1 (略)</p> <p>2 特定小電力無線局</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">周波数</th> <th style="text-align: center;">指定周波数帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>61.5GHz</u></td> <td style="text-align: center;"><u>57.0GHz から 66.0GHz まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">76.5GHz</td> <td style="text-align: center;">76.0GHz から 77.0GHz まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p>	周波数	指定周波数帯	(略)	(略)	<u>61.5GHz</u>	<u>57.0GHz から 66.0GHz まで</u>	76.5GHz	76.0GHz から 77.0GHz まで	(略)	(略)
周波数	指定周波数帯																						
(略)	(略)																						
76.5GHz	76.0GHz から 77.0GHz まで																						
(略)	(略)																						
<u>周波数</u>	<u>指定周波数帯</u>																						
<u>61.5GHz</u>	<u>57.0GHz から 66.0GHz まで</u>																						
周波数	指定周波数帯																						
(略)	(略)																						
<u>61.5GHz</u>	<u>57.0GHz から 66.0GHz まで</u>																						
76.5GHz	76.0GHz から 77.0GHz まで																						
(略)	(略)																						

○平成二十五年告示三百二十三号（無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づき総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案
 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第六号 <u>及び第七号</u> のものを除く。）</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第六号のものを除く。）</p> <p>二 (略)</p>